日本国際経済学会関西支部研究会 2006年12月16日 大阪産業大学

NAFTA の<神話>とメキシコ経済の現実(1994—2003年)

吾郷健二(西南学院大学)

I はじめに一問題設定—

メキシコの新自由主義改革 (「反ケインズ革命」) のロックインとしてのナフタ <資本の専制 > としてのナフタ

Ⅱ NAFTAの<神話>と現実

神話1. 経済成長率:「ナフタはメキシコの輸出を通じる経済成長戦略に貢献する。」

現実:

94年以来メキシコの経済成長率は停滞している(第1表参照)。

メキシコ経済は内的に有機的な構造を持った国民経済としての性格を失い、完全に、世界経済における一つの locus (多国籍企業が活動し、戦略を展開するための単なる手段的空間的場所)を提供するにすぎないものとなった。これがナフタのもたらした最も端的な結果で、有機的な国民経済としてのメキシコ経済を解体するという意味では、ネオリベラリズムのナフタ戦略は大成功を収めたといいうる。

神話 2. 輸出成長率:「ナフタによって、輸出が伸び、対米貿易は大幅な黒字になった。」 現実:

結局、対米貿易黒字とは、メキシコの安価な賃金と豊かな天然資源に負っている。輸出品目は、少数の工業品(電気・電子、自動車・同部品、繊維・縫製など)と天然資源(石油)に限られ、石油を除く輸出の約3分の2は、多国籍企業に支配されている。しかも、メキシコのナショナルコンテンツはわずかである。輸出構造は、確かにかつての一次産品輸出依存や石油依存(1981年の72、5%から2002年の9%へ)から工業製品輸出(輸出の8割以上が工業製品)へと高度化はされたが、その内実たるや、輸出の担い手も、中身も、非メキシコ的(飛び地的)である。この事実は、対米貿易大幅黒字というナフタ推進派が広めているメキシコの工業国イメージとは大幅に乖離する。対米は黒字でも、対外貿易収支全体は赤字である。

結局、ナフタによって、メキシコの生産的能力をおおいに損なう形で(国内産業構造崩壊)、貿易の量や流れが完全に変わり(対米従属=対米依存)、かつ輸出増加(対米黒字)を上回る輸入増加(対外赤字)によって赤字基調となったのである。このことは、メキシコの成長戦略の将来にとって、重大な問題を提起していることを意味する。なぜなら、それは、メキシコ経済が成長すれば、貿易赤字が増すことを意味するからである。

メキシコのナショナルコンテンツが低いのは、国内品が競争力を欠いているからであろうか。アロー ヨはそうでない具体的事例(多国籍企業が安いメキシコ製でなく、高い内部調達を行っているケース = 要素置換のケース: 吾郷2005参照)をあげている(Arroyo, p.10)。企業は、企業(グループ)内での 調達を選好するのであるということになる。競争市場では民間企業は必ず効率化戦略を追求するという のは、<市場神話>でしかない。

さらにナフタ規定は、外国投資に投資相手国の経済発展に貢献するようなパーフォーマンス要求や行動基準を課すことを禁止することによって、これらのことを強化している。

神話 3. 外国投資:「大規模な外国投資の流入が発展への期待と機会を生み出す。」 現実:

<神話>の半分は正しい(大規模な外国投資の流入があった)と言えよう。

そして、これらの大規模な直接投資の流入にもかかわらず、またそれによる輸出の急成長にもかかわらず、経済は先に見たように、ほとんど成長しなかった。

大規模な外国投資の流入はメキシコの投資率を高めたのだろうか? 投資率(投資の対 GDP 比)は、70年代の30%から、低下している(別の統計では、94年の22%、2003年の18%へと大幅に低下している)。

結局、メキシコにおける外国直接投資は、メキシコ工業部門の競争力強化にあまり役立っていないし、 大規模な技術移転ももたらしていない。なぜなら、多国籍企業の世界戦略の中で、メキシコは、技術能力の優位ではなく、安価な賃金と天然資源の優位という位置付けしか与えられていないから。そして、 安価な賃金と豊かな天然資源に依存する発展戦略は、持続可能性を欠く。実際に、2001年以降、ペソ高と賃金上昇により、メキシコ・マキラからアジア(特に中国)への大規模な生産移転が発生しているのである(Hart-Landsberg 2002)。マキラ雇用労働者数の2001年以降の減少がそれを示している。 今後の見通しについても、相対的に(あるいは基本的に)悲観的にならざるを得ない。

証券投資についてはどうだろうか?

当然といえば、当然なのであるが、ナフタ規定でも、証券投資の不安定性を防ぐ措置は一切規定されていない。ナフタでは資本移動の完全な自由が保証されていて、とりわけアジア通貨危機以後 I M F その他で議論が高まった弥縫策(基準の整備や透明性の向上、監督強化、情報開示など)すら、規定どころか言及すらされていない。ナフタが交渉されていた90年代初頭の時代背景は、90年代末のアジア危機以後とは全く異なって、資本移動の自由化が万能視されていたのである。

したがって、ナフタ規定にホットマネー移動の規制がないどころか、メキシコでは実際には、投機を 優遇する政策が取られていた(取られている)とすら言いうる。

結論すれば、大規模な外国投資の流入は、メキシコ経済の発展をもたらさなかったばかりか、地域格差などの諸々の格差を拡大し、国民経済の外国支配をもたらし、国内経済の生産連関の喪失を促進し、

対外脆弱性を強めた。

神話 4. 雇用と福祉:「ナフタは雇用機会、賃金の上昇、福祉の改善をもたらす。」 現実:

結論的に、ナフタの下で、称讃派が言うようには、「より多くの雇用も、よりよい雇用も」生み出されなかった(Arroyo2003:19)。

製造業部門の雇用増加は、生産増加に大きく立ち後れている。つまり生産性は上昇している。非マキラ製造業部門では生産性は、この間、上昇(53、6%)しているが、マキラ輸出部門では、それは低下している(5、2%)。つまり、マキラの雇用は増加しているが、非マキラでは雇用はあまり増加していないかまたは減少した(製造業全体の雇用比率はあまり変化していない)。

1999年のデータで、メキシコの総輸出と総雇用のうち、マキラ部門は、総輸出の46.7%を占めるにも関わらず、雇用では総雇用のわずか3.1%を占めるに過ぎず、非マキラ輸出額上位約300社の輸出大企業は輸出の42.3%を占めるにも関わらず、雇用ではわずか3,7%を占めるにすぎない。その内、約70数社の外資企業は輸出の16.9%を占めるに関わらず、雇用のわずか0.4%を占めるに過ぎず、残りの約220数社の国内企業は輸出の25.3%、雇用の3.3%を占めている。輸出産業における生産と雇用とのこの甚だしい乖離は、結局、輸出産業部門における生産の雇用連関の喪失(Dussel Peters 2003:261)が主要な原因であると筆者は結論付けたい。経済が輸出中心に転換しつつある時に、経済成長と雇用成長が乖離するゆえんである。

他方で、同期間、労働報酬(賃金、手当て、社会保障を含む)は、実質36%低下した。同じく、93—99年に、最低賃金と製造業平均賃金の購買力は各々18%と21%低下し、製造業労働者の所得は9%低下した。労働生産性の上昇はそれに見合う賃金の増加をもたらさず、むしろ、労働分配率は低下したのである。マキラの賃金は製造業平均賃金を40%も下回る(ジェレフィ Gereffi(2003:200)はこの格差は縮小しているとしているが)200年以降の労働報酬の上昇も93年以前の水準を回復するには至っていない。

ナフタは雇用の大きな純増加をもたらさなかったばかりか、労働報酬の減少をもたらしたのである。 神話 5. 貧困削減と環境保全:「ナフタは貧困削減と環境保全に貢献する。」 現実:

貧困に関するデータは出所によって様々であり、厳密にはほとんど相互に整合しないが、おおまかな 議論は可能である。70年代まで改善されてきたメキシコの貧困層比率は、80年代以来ほとんど変わらない(2000年の人口比で都市で32%、農村で55%はかなりよい方である)。基礎食料バスケットの2倍以下の所得の家計を貧困層と定義した比率では、1984年34%、94年36%、98年38%、2000年33%である。以上のデータだけでは、ナフタは、貧困を悪化させたとは言えないが、 貧困削減に貢献したとも全く言えない。むしろ、以下のデータからは、ナフタは貧困を増加させたとす ら言いうる。ジニ係数の変化は、1989年の0、536から94年の0、539、2000年の0、542へとむしろ悪化し、2002年に至ってようやく0、514と改善している。貧困線(貧困家計)の定義は、2000年の月額一人当り所得で都市1330ペソ(142、1ドル)農村831ペソ(88、8ドル)であるから、国民の約8割が低所得か貧困である。

戦後から1984年まで改善されてきた所得分配はそれ以後改善していない。むしろ悪化した。最富裕層20%の最貧層20%に対する所得の倍率は、81—93年平均の13。6倍から98年には17。0倍に増加している(1989年16、9倍、1994年17、4倍、2000年18、5倍、2002年15。5倍)。つまり、2000年まで格差は拡大してきたのである。

UNDPの人間開発指数を見てみると、改善があったと言えるのかどうか、全く疑わしい(第2表参照)。 環境悪化のコストは、毎年 GDP の10%にも達し(Arroyo2003:18)、GDP 成長率をはるかに上回っている。90—99年に森林面積は32%から28%に低下する一方で、一人当り CO2排出量は3、7トンから3、9トンに増加した。

ナフタ協定第11章は、2000年のメタルクラッド事件(補論1参照)が示すように、地域の環境 悪化に貢献している。

また、流入した多国籍企業の先進技術が環境を改善するという約束も全く疑問である。メキシコ製造業の大気汚染は、ナフタ以降倍増した(Gallagher 2000)。

神話 6 投資家保護:「ナフタは国有化から投資家を保護する。」

現実:

実際は、国有化などはいっさい行われず、国有化から投資家を保護するためのものとされた協定第11章による外国投資の保護規定を利用してに訴訟がおこされたケースはすべて、(外国)企業がその利益のために、国家(中央、州、地方自治体すべてのレベル)の法律、規制、司法判決、その他の公共政策に挑戦し、損害賠償などを求めたものであった。 メキシコに関しては、メタルクラッド事件(補論1参照)があり、それ以外にも、メキシコのアメリカとの water-sharing agreement の不履行へのアメリカ牧畜業者からの提訴、反ギャンブル政策への提訴などがある。さらにはサービス貿易(Canadian postal service への UPS の訴訟)やアメリカの相殺関税の賦課に挑戦するカナダのソフトウッド木材企業の訴訟のような元々想定されていなかったケースにまで訴訟が拡大されている。 ナフタから発展した中米自由貿易協定(CAFTA-DR)の問題点は、在外子会社にまで正統な権利が与えられ、本国政府を訴えられること。本質的な批判:違憲ではないのか? 司法以外にどのような権限で ICSID(貿易専門家)がそのような決定を下せるのか?

神話 7 不法移民:「ナフタは、メキシコ経済を発展させることによって、不法移民を減少させる。」 現実: 実際は、90年代以降、ことに後半以降、不法滞在者が急増している。

2004年の推計で、不法滞在者1030万人(80年代末で300万人程度)、うち57%(590万人)

がメキシコ人、95年以降やってきたものが全体の65%(80年代年平均13万人、90-94年45万人、95-99年75万人、2000-04年70万人)。つまり、90年代以降、特に後半から(ナフタ以降)増加しており、95年以降、不法入国者数は合法入国者数(60万人台)を上回る。 Ⅲ 結び

アローヨが痛烈に批判したように(Arroyo2003:21)、ナフタは、その推進者達が主張した約束と目標の達成に失敗した。期待された経済成長を達成しなかったし、安定した成長も、より公平さを伴った持続的な成長も、達成しなかった。低成長は大きな環境悪化のコストと天然資源の減耗を伴った。それは、人間の生命や健康、共同体の発展、生物多様性の保持にも危険をもたらすものとなった。それはより多くの雇用もよりよい仕事もつくり出さなかった。反対に、それは国民経済の生産的連関の解体と、メキシコ経済の非国民経済化を促進した(吾郷2004参照)。金融や商業はほとんどすべて外資(多国籍企業)に支配され、大きな輸出企業の大きな部分も多国籍企業の多数支配となっている。

ナフタをその重要な一部とする新自由主義戦略は、本稿で述べた世界経済へのメキシコ経済の統合を 支配するその規定と様式の故に、メキシコ経済の発展をもたらすものとはならなかった。輸出は、国民 経済の生産的連関との非接合の故に、経済全体の成長のエンジンとはならなかったし(なによりも飛び 地的な少数企業に集中した) したがって広い範囲で雇用を生み出すことができなかったのである。外国 直接投資の大きな流入はあったけれども、それも、既存企業の買収であったり、労働節約的であったり、 生産要素の置換をもたらしたりして、成長と雇用の創出には失敗した。

それは、新自由主義戦略が常にそうであるように、経済システムに極少数の勝者と圧倒的多数の敗者を生み出している。以上を鑑みれば、ナフタは他の発展途上国が見習うべきモデルにはなり得ない。各国経済の、そして世界経済の未来は、ナフタ推進派が言うように、そしてWTO交渉推進派=自由貿易論者が言うように、市場諸力にもっぱら委ねられるべきではない。企業や投資家や個人の私的利潤(彼らの収益や所得は今日天文学的スケールに達している)の増加ではなく、住民と働く人々(彼らの実質所得たるや大幅に低下している)すべての幸福のためのローカル経済、国民経済、世界経済の発展のオルターナティブな政策が求められるべきである。

参考文献

グローバリゼーションと発展途上国 コモンズ、2003年。

「アジアのラテンアメリカ化」再論 西南学院大学経済学論集 38/3 2004年1月。 NAFTAの<神話>とメキシコ経済の現実(1994—2003年)

西南学院大学経済学論集 39/2 2004年12月。

アジアのラテンアメリカ化 内橋克人・佐野誠編 ラテンアメリカは警告する 新評論 2005年。 Public Citizen, NAFTA Chapter 11 Investor-State Cases:Lessons for the Central America Free Trade Agreement, 2005.